

過疎地域等における今後の集落対策の
あり方に関する提言

平成 27 年 3 月

過疎問題懇談会

< 目 次 >

1	はじめに	1
2	過疎集落等の現状と課題	
(1)	過疎集落等の現状	1
(2)	過疎集落等の価値と可能性	2
(3)	過疎集落等において取り組むべき課題	3
3	これまでの過疎地域等における集落対策の検証	
(1)	これまでの集落対策の取組	3
(2)	これまでの集落ネットワーク圏の取組	9
(3)	集落ネットワーク圏の具体的事例	15
4	集落ネットワーク圏の必要性	18
5	集落ネットワーク圏の形成に向けて	
(1)	市町村の主体的な取組	20
(2)	住民の合意形成	20
(3)	圏域を支える組織の体制確立	22
6	集落ネットワーク圏における活動のポイント	
(1)	活性化プランの策定	24
(2)	活性化プランに基づく集落ネットワーク圏施策の実施	24
(3)	多様な担い手の参画	27
(4)	集落ネットワーク圏と個別集落の関係	28
7	集落ネットワーク圏の推進に向けて期待される役割	
(1)	集落ネットワーク圏の形成を主導する市町村	29
(2)	広域的な視点から支援する都道府県	30
(3)	全国的な取組を推進する国	30
8	おわりに	31
	参考資料	32

1 はじめに

急速な少子化、高齢化に伴い日本全体の人口が減少局面に突入している中、特に過疎地域等の条件不利地域においては、いち早く少子化、高齢化と人口減少が顕著となり、地域によっては、集落における生活の維持が困難になってきている地域も存在している。

しかしながら一方で、過疎地域等の地域は、国土の保全、貴重な郷土文化の伝承など、様々な多面的機能を有しているとともに、多くの国民にとっての大切な故郷である。

こうしたことから、過疎問題懇談会においては、過疎地域等の持続的な維持・活性化を図るため、基幹となる集落を中心とした複数の集落において「集落ネットワーク圏」を形成し、圏域全体を活性化していく取組を推進すべきであることを提言する。

この提言は、過疎問題懇談会に集落対策ワーキンググループを設置し、都道府県や市町村に対する調査や、集落における取組の現地調査を行い、その結果も踏まえて議論を重ね、策定したものである。

できる限り具体的な記述を盛り込んだ提言としており、今後、集落ネットワーク圏の形成を進めていくにあたっての具体的な指針となれば幸いである。

2 過疎集落等の現状と課題

(1) 過疎集落等の現状

過疎地域等における集落は、既に、小規模化が進み、高齢者割合が高い集落も増加していることから、集落機能が低下し、生活の維持が困難な集落が多くなっている。実際、高齢化の進んだ集落については、地元市町村がいずれ消滅の可能性があるとしている集落が相当程度存在する。

また、具体的な課題として、空き家の増加、商店等の閉鎖、公共交通の利便性低下などの住民生活における問題のほか、働き口の減少や耕作放棄地の増大など産業基盤に関係する問題がとくに多く挙げられている。

一方、少子化、高齢化が急速に進み、日本全体の人口が平成 16 年（2004 年）をピークに急激な減少局面に突入している中、平成 47 年（2035 年）、平成 52 年（2040 年）に向けて、過疎地域の人口は、引き続き全国に比較して減少率が大きいことが予想されている。また、国土審議会政策部会長期展望委員会の推計でも、2050 年までに、現在、人が居住している地域の約 2 割が無居住化すると予測されている。

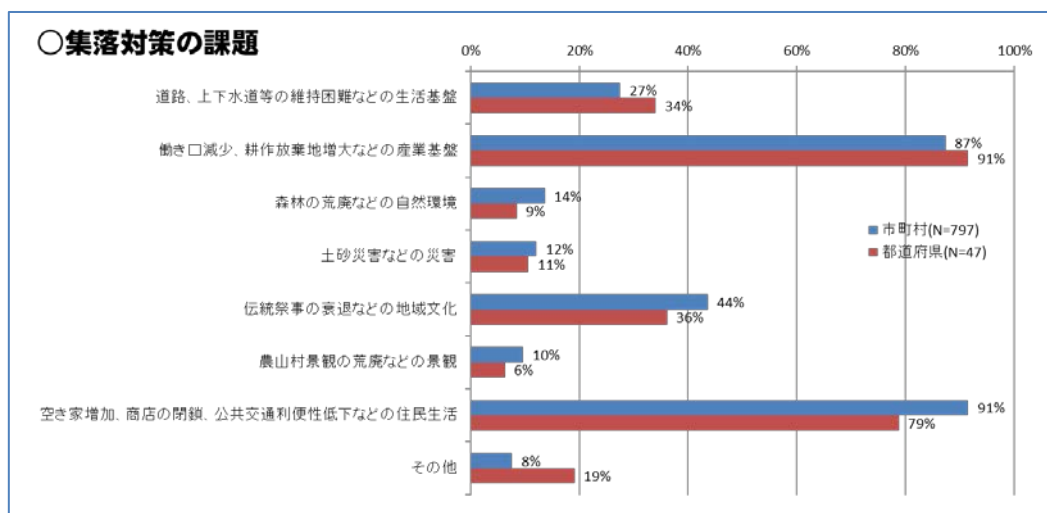
人口減少と高齢化は、まず地方において顕著になり、地域コミュニティや生活基盤の崩壊・消滅の危機という形として現れている。この日本全体の人口減少に対して、これまでの守りの対策に加えて、積極的な対応、攻めの対策をとるべく、地方の取組がすでに動きだしている。

具体的には、地方圏における定住の受け皿を形成することを目的とし、中心市とその近

隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能確保する取組である定住自立圏構想が進められている。

これに加え、連携中枢都市圏構想が推進されている。これは、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により経済成長の牽引、高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少・少子化・高齢化の中でも一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とする取組である。

一方、厳しい状況にある過疎地域において、最も住民に近く、人々の暮らしの原点ともいべき集落が地域のコミュニティ、伝統文化を支えてきており、過疎地域の集落が有している意義を改めて評価し、定住自立圏や連携中枢都市圏で推進されている広域連携の取組とあわせて考える必要がある。



(2) 過疎集落等の価値と可能性

人々は集落を単位として、農林水産業等の生産を補完し合い、日常生活における相互扶助のもとで、水田や山林など地域資源の維持保全を図ってきた。特に、地域資源の維持保全に係る集落機能は、日本の国土を安定的に保全し管理していくために重要な役割を果たしている。すなわち、過疎地域等の集落は、農林水産物の供給を通じて都市を含めた日本全体にとっての食料生産の重要な担い手であると同時に、農地・森林などの維持によって都市を含めた地域全体の環境を保全する重要な役割を担っている。

さらに、過疎地域等の集落は、食料供給や国土保全といった伝統的な役割を担っているのみならず、今後、新たなライフスタイルを実現する場としての存在価値を発揮する可能性がある。集落では、都市的な生活では見失われがちな「人と人とがつながる共同体を重視した暮らし方」「自然と折り合い、自然とともに暮らす生活と技術」を伝承してきており、特に若年層の間で地方への移住志向が強まっている中で、これらが重要なよりどころとなる。

このように、「地域環境」「食料供給」「生活文化」の視点に立って過疎地域等の集落の機能と価値を改めて評価するとともに、集落の暮らしの中で伝承されてきた人と人とのつながりや、自然と共生する技術を再評価することにより、過疎集落等の維持・活性化が、都市にとっても大きな意味をもっていると認識する必要がある。

（３）過疎集落等において取り組むべき課題

このような現状認識を踏まえ、日本全体の人口が減少する社会にあっても、過疎地域等における集落機能を引き続き維持するだけでなく、中長期的に持続可能なものに活性化していくことが重要な課題である。

条件不利地域である過疎地域等の集落において、厳しい状況にもかかわらず一部の中山間地域にＩターン・Ｕターンの増加の現象が見られつつある今こそ、住民の「くらし」を支える生活サポートシステムの構築と、住民の「なりわい」を継承・創出する活動の育成に取り組むべく、施策を推し進めなければならない。

今回、このような問題意識のもと、どのような集落対策を進めるべきか検討する。

３ これまでの過疎地域等における集落対策の検証

（１）これまでの集落対策の取組

① 国の取組

○ 過疎地域自立促進特別措置法に基づく集落対策

過疎対策立法においては、昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法制定当初から過疎地域自立促進のための対策の目標の一つとして、「基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。」が規定されている。

4 次にわたる過疎対策立法に基づき、関係補助金や過疎対策事業債により、これまで、集落間の道路や集落排水施設、集落を整備するための農地、宅地、住宅、公民館や集会施設などのインフラ整備が進み、地域格差の是正が図られてきている。

これに加え、平成 22 年の過疎法改正において、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト対策がますます重要になっているとの認識から、ソフト事業の支援を拡充することとした。具体的には、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るためのソフト事業として過疎地域自立促進特別事業（いわゆる過疎債ソフト事業）が過疎債の対象として新たに追加されており、集落の活性化に活用される事例も多く見られる。

○ 過疎地域等自立活性化推進交付金による支援

過疎地域等の自立活性化を推進することを目的とし、次に示す 4 つの事業の経費の全部又は一部について予算の範囲内で交付する交付金により、過疎地域等の集落対策を支援している。過疎地域等自立活性化推進交付金（以下、「交付金」という。）が創設された平成 22 年度以降、これまで毎年度予算額を超える申請がある。

（過疎集落等自立再生対策事業）

平成 24 年度補正から集落対策をターゲットにした交付金を創設した。

過疎地域等条件不利地域において、住民の一体性が確保されている生活圏において、医療・福祉対策、日常生活における交通の確保、地域産業・生業の振興、地域の伝統文化の継承・振興などの総合的な取組を支援している。

（過疎地域等自立活性化推進事業）

過疎地域市町村等に対し、過疎地域における産業振興や生活の安心・安全確保対策、集落の維持・活性化対策、移住・交流・若者の定住促進対策、地域文化伝承対策、環境貢献施策の推進といった喫緊の諸課題に対する取組を支援している。

平成 22 年度から 25 年度までの実績としては、合計 106 件（10.6 億円）を支援してきており、具体的には、産業振興（37 件）、移住・交流・若年者定住（18 件）、集落の維持・活性化（16 件）などである。

（過疎地域遊休施設再整備事業）

過疎地域市町村等に対し、廃校舎などの遊休施設を有効活用し、地域間交流施設や地域振興施設を整備する事業を支援している。

平成 22 年度から 25 年度までの実績としては、合計 22 件（3.4 億円）を支援してきている。（なお、平成 22 年度のみ地域間交流施設整備事業として 6 件（1.7 億円）を支援している。）

（過疎地域集落再編整備事業）

過疎地域市町村に対し、定住促進団地整備事業や定住促進空き家活用事業、集落等移転事業、季節居住団地整備事業を支援している。

平成 22 年度から 25 年度までの実績としては、合計 51 件（5.0 億円）を支援してきており、具体的には、定住促進団地整備事業（23 件）、定住空き家対策活用事業（28 件）である。

○ 集落支援員制度・地域おこし協力隊制度による支援

集落対策を支援する国の施策として、総務省では平成 20 年度より集落支援員制度を、平成 21 年度より地域おこし協力隊制度を設けている。集落支援員は原則として地元の人材に、地域おこし協力隊員は地域外の都市部の人材に活躍してもらう特徴があるが、どちらも地方自治体からの委嘱を受けて活動し、その経費を特別交付税で措置するものとなっている。

（集落支援員制度）

過疎地域等の集落は、人口減少と高齢化の進展に伴い、集落機能が低下し維持困難な集落が多くなっているため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、集落の巡回・状況等の把握、きめ細かな集落点検、集落のあり方の話し合い、集落の維持活性化に向けた取組に、市町村と協働して取り組む「集落支援員制度」について、平成 20 年度の過疎問題懇談会において提言がなされ、制度化された。

国の具体的な支援として、総務省が地方自治体への特別交付税措置による財源手当や情報提供などにより支援している。

特別交付税措置は、専任の集落支援員の場合は 1 人当たり 350 万円、自治会長などの業務との兼任の集落支援員の場合は 1 人当たり 40 万円を上限に、集落支援員の設置や集落点検の実施、集落における話し合いの実施に要する経費を対象としている。

平成 20 年度に制度を創設した際は、全国 77 自治体（11 府県 66 市町村）において集落支援員が設置され、専任 199 名、兼任約 2,000 名であったが、平成 25 年度では、設置自治体は 196 自治体（7 府県 189 市町村）となり、専任 741 名、兼任 3,764 名に増加している。

以下、平成 25 年度の専任の集落支援員の状況を見てみると、約半数が平成 25 年度から委嘱されており、年度を区切って委嘱されている集落支援員が多いと考えられる。

都道府県の集落支援員は、全体の 6%程度で、市町村の集落支援員を補完する役割が多い。

市町村の集落支援員の特徴は、ほとんどが同一自治体出身であり、また、60 代以上の男性が多い。一週間当たりの平均労働日数は約 7 割が 3 日以上で、年間報酬額は約 6 割が 100 万円以上であった。

このことから、地域の実情に詳しく、仕事を定年退職して時間的に余裕ができた方が、比較的多くの日数を新たなライフワークとして月額 10～20 万円の報酬で活動している支援員が多いと考えられる。

（地域おこし協力隊制度）

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移し、地方自治体からの委嘱を受け、最長 3 年間、地域に居住して地域おこし活動や農林水産業の応援、住民の生活支援を実施しており、支援員と同様に集落の維持活性化に向け、市町村と協働して取り組んでいる地域おこし協力隊員もいる。

国の具体的な支援として、総務省が地方自治体への特別交付税措置による財源手当や情報提供等により支援している。

特別交付税措置は、隊員の活動に要する経費として、隊員 1 人当たり報償費等の上限が 200 万円、その他の活動費の上限が 200 万円で、合計 400 万円を上限とし、また、隊員の募集に要する経費として、1 団体当たり 200 万円を上限として交付している。さ

らに、隊員の定住・定着を促進するため、起業に要する経費として、最終年次又は任期終了翌年の隊員等 1 人あたり 100 万円を上限として、平成 26 年度から新たに特別交付税措置を講じることとされている。

平成 21 年度に制度を創設した際は、89 名、31 自治体（1 県 30 市町村）だったが、平成 25 年度では、978 名、318 自治体（4 府県 314 市町村）へと大幅に増加している。

協力隊の男女比が 6:4 と女性隊員も比較的多く、20 歳代と 30 歳代が全体の約 8 割と若者の割合が高く、任期終了後も約 6 割が当該自治体やその周辺に定住しており、ワカモノ・ヨソモノの視点で集落の維持活性化に向けた取組を支援すると同時に、自らが定住することで集落の人口減少対策にもなっている。

一方で、市町村が集落対策として活用している制度についての市町村アンケートでは、地域おこし協力隊が約 3 割であるのに対し、集落支援員は約 2 割にとどまっている。これは、平成 25 年度地域おこし協力隊員数が 978 名、同年度専任集落支援員数が 741 名で、専任の集落支援員数の方が少なくなっている点も原因と考えられるが、地域おこし協力隊員が地域外からの人材であること、ほとんどが若者で ICT を利用した情報発信などのノウハウを持っていることなどが、市町村長や集落担当者にとって魅力的に映っているためと考えられる。

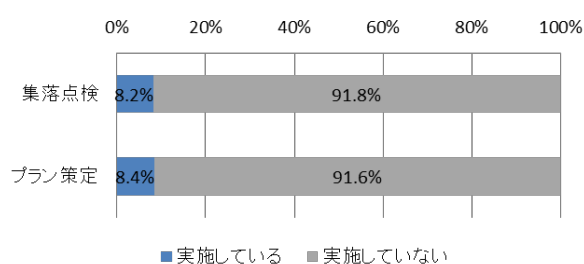
② 市町村の取組

市町村の集落対策の取組について、平成 26 年 5 月に過疎地域の市町村を対象に実施した、市町村における過疎地域の集落対策の取組に関する実態調査（以下、「市町村調査」という。）をもとに分析した。

【現在の集落対策の状況】

平成 20 年～25 年の間で、過疎地域の全集落約 6 万 5 千のうち、集落点検を実施しているのは約 1 割、また、集落活性化プランを作成しているのも約 1 割にとどまっており、平成 20 年に提言が出されて以降、全国的にはまだ対策が進んでいるとはいえない。

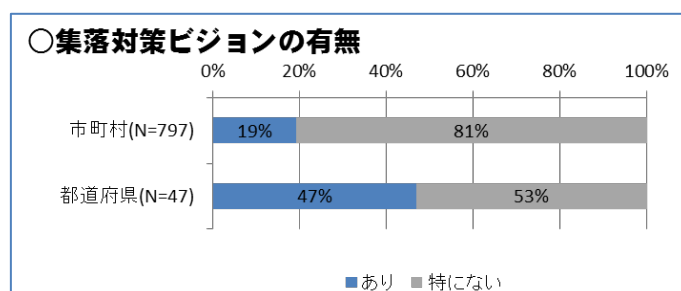
○過疎地域の集落における集落点検実施率、活性化プラン策定率



【市町村の集落対策に関する問題意識】

市町村の集落対策に対するビジョンは、約 2 割の市町村がビジョンを有しているが残り 8 割はビジョンを特に持っておらず、市町村の問題意識は未だに低いといえる。地域的には、中国・四国圏がビジョンを有している割合が高いが、北海道・東北圏、近畿

圏が低い傾向にある。

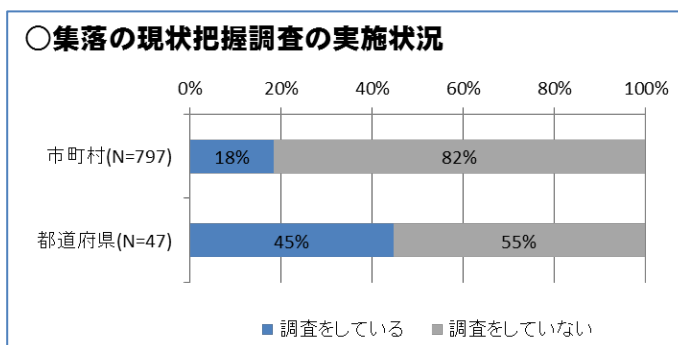


【市町村の集落対策に関する体制】

市町村の集落対策を専門に行っている部署は、課（室）、係、担当職員合わせて約 2 割の市町村が部署を有しているが、残りは有しておらず、市町村の集落対策の体制が不十分な市町村が多い。

【市町村による集落の現状把握】

市町村による集落の現状把握の状況は、約 2 割の市町村が独自に集落の実態把握調査を行っており、特に中国・四国圏では約 3 割と高い割合で独自に調査を行っているが、他の地域は 2 割に満たない低い割合であり、全国の地方圏によって偏りがみられた。



【集落対策における人材の確保】

市町村調査で複数回答を求めたところ、地域住民を除いて集落対策の中心を担っている主な人材として、約 9 割の市町村が市町村職員、約 6 割の市町村が自治会長を挙げている。また、約 3 割の市町村が集落支援員・地域おこし協力隊等の外部人材を挙げている。一方、市町村における集落対策に取り組むにあたっての主なハードルとしては、財源不足が約 8 割、人員不足が約 7 割、人材不足が約 4 割となっている。

市町村職員の体制を容易には強化できない状況の中、集落対策の中心を担う人材をどのように確保するかが課題であり、人員確保や人材育成について更なる対策が必要である。

③ 都道府県の取組

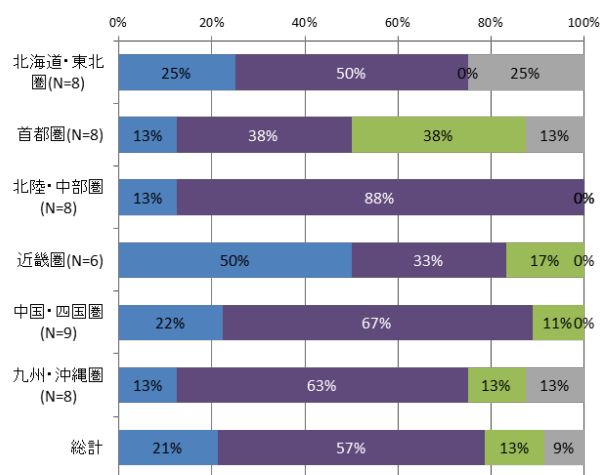
都道府県の集落対策の取組について、平成 26 年 4 月に過疎地域の都道府県を対象に実施した、都道府県における過疎地域の集落対策の取組に関する実態調査（以下、「都道府県調査」という。）をもとに分析した。

〔都道府県の集落対策に関する問題意識〕

約 6 割の都道府県が、市町村の共通の課題について広域的に必要な支援に取り組んでいる立場（補完的立場）をとっている一方、約 2 割の都道府県が、市町村と共同で集落対策に取り組む立場（積極的立場）をとっており、特に近畿圏、北海道・東北圏、中国・四国圏においてその傾向が強い。

しかしながら、約 1 割の都道府県は、集落対策は市町村が主体的に実施するものとして特に集落対策を意識した施策を行っていないとしており、これらの都道府県は過疎地域の割合が低いところが多かった。

○集落対策に関する都道府県の役割



- 市町村が集落対策を行っているが、市町村だけで対応することが困難な課題があるため、都道府県が市町村と共同で集落対策に取り組んでいる
- 市町村が集落対策を行っているが、県内の市町村が共通で抱える課題に対応するため、都道府県が市町村の取り組みを支援している
- 集落対策は市町村が主体的に実施するものなので、都道府県としては特に集落対策を意識した施策を行っていない
- その他

北海道・東北圏: 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
 首都圏: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
 北陸・中部圏: 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 近畿圏: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国・四国圏: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九州・沖縄圏: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

〔都道府県の集落対策に関する体制〕

集落対策に対する都道府県の体制は、約 4 割の都道府県が集落対策の専門部署等を設置しており、残りの約 6 割の都道府県が設置していない。

また、集落対策に積極的立場をとっている都道府県の約 6 割、補完的立場をとっている都道府県の約 3 割が係以上の専門部署等を設置している一方、専門部署等を置かない都道府県の中には過疎地域の割合が高いところも含まれていた。

〔都道府県による集落の現状把握〕

都道府県による集落の現状把握の状況は、約 4 割の都道府県が独自に集落の実態把握調査をしており、特に中国・四国圏では約 8 割と高い割合で独自に調査を行っているが、他の地域は 5 割以下であり、偏りがみられた。また、独自に集落の実態把握調査をしていない都道府県の中には過疎地域の割合が高いところも含まれていた。

〔都道府県の集落対策における人的支援策〕

約 5 割の都道府県で「集落支援の担い手の研修等の人材育成」を実施しており、約 2 割の都道府県で「都道府県職員を集落又は市町村へ派遣」ということで職員を直接活用するところも見受けられた。一方で、全く人的支援を行っていないところが全体の約 3 割となっている。

今後拡充する意向の高い人的支援策としては、「都道府県職員を集落又は市町村へ派遣」をすでに実施している都道府県の約 5 割が挙げており、職員を直接活用する手法が注目されている。

（２）これまでの集落ネットワーク圏の取組

① 国の取組

（過疎地域等自立活性化推進交付金）

総務省では平成 24 年度補正予算において、緊急経済対策の一環として、複数の集落で構成され、住民の一体性が確保されている地域で、医療・福祉対策、日常生活における交通の確保、地域産業の振興、地域の伝統文化の継承・振興などの集落の維持・活性化への取組を共同で行う地域（以下、「集落ネットワーク圏」という。）の単位を「生活圏」という名称で、集落活性化の単位として位置づけ、その取組を支援し始めた。その後、引き続き、過疎集落等自立再生対策事業として支援を行っている。

具体的に対象とするのは住民団体、NPO 法人等が実施主体となり実施する、ソフト事業中心の総合的な集落対策事業であり、現在は 1,000 万円を上限としている。また、この事業の特徴としては、住民主導の取組を支援するものであることから、中心となる住民組織により住民計画を策定してもらうことに特徴がある。加えて、集落対策として、地域の創意工夫によるソフト事業を中心としつつも、そのソフト事業を実施するために必要なハード整備についても対象としている。また、過疎地域以外の離

島、半島といった条件不利地域における集落対策も対象としている。

これまでの実績としては、合計 335 事業（30.3 億円）を支援してきており、具体的には、新たな特産品開発などの産業振興（154 件）、農業体験等の体験交流の開催などの都市と地域の交流・移住促進対策（132 件）、買物・交通支援対策などの生活の安全・安心確保対策（31 件）、伝統文化の保存・伝承などの地域文化伝承対策（18 件）である。

過疎集落等の活性化をもっぱらターゲットとした支援策であると同時に、集落ネットワーク圏に着目した支援策との性格も有している。地方のニーズが高いことから、必要な予算額の確保に努めてきたところである。

また、前述の過疎地域遊休施設再整備事業により、廃校舎等の遊休施設を有効活用した地域の住民が集まり交流できる拠点施設等の整備経費を支援していることから、集落ネットワーク圏における地域の生活支援機能を支える総合サービス拠点の整備を図ることが可能となっている。

さらに、前述の過疎地域集落再編整備事業により、定住促進団地の造成や定住促進空き家活用事業、集落移転を希望する集落への移転経費（移転先の団地造成や生活関連施設の整備に係る経費、住居移転者への移転円滑化経費を含む。）を支援する仕組みがあることから、必要に応じて、基幹集落等への定住を促進することが可能となっている。

なお、国土交通省や農林水産省においても、集落ネットワーク圏と同様、複数の集落を念頭においた、地域の生活支援機能を支える総合サービス拠点の整備を促進するための交付金等による支援が行われている。

また、総務省においては、直接的に集落ネットワーク圏をターゲットとしている施策ではないが、各地域の産学金官が連携し、地域資源と資金を活用して雇用を生み出す「地域イノベーションサイクル」により、地域内の経済を循環させ産業振興を支援している取組もあり、過疎地域においても多くの活用例が出てきている。

② 市町村の取組

市町村の集落ネットワーク圏の取組について、市町村調査などをもとに分析した。

○ 集落ネットワーク圏の現状

全国で約 2 割の過疎関係市町村が、何らかの形で集落ネットワーク圏を設定しており、その集落ネットワーク圏の総数は 1,282 圏域に上る。設定された集落ネットワーク圏において中心的な組織（以下、「地域コミュニティ組織」という。）を有するものは 1,123 圏域で、集落ネットワーク圏の総数の約 9 割となっている。以下、地域コミュニティ組織を有する集落ネットワーク圏について分析を行う。

過疎地域においては、約 2 割の過疎関係市町村が集落ネットワーク圏に取り組んでいる。また、過疎地域全体における集落数ベースで約 2 割、人口ベースでも約 2 割に

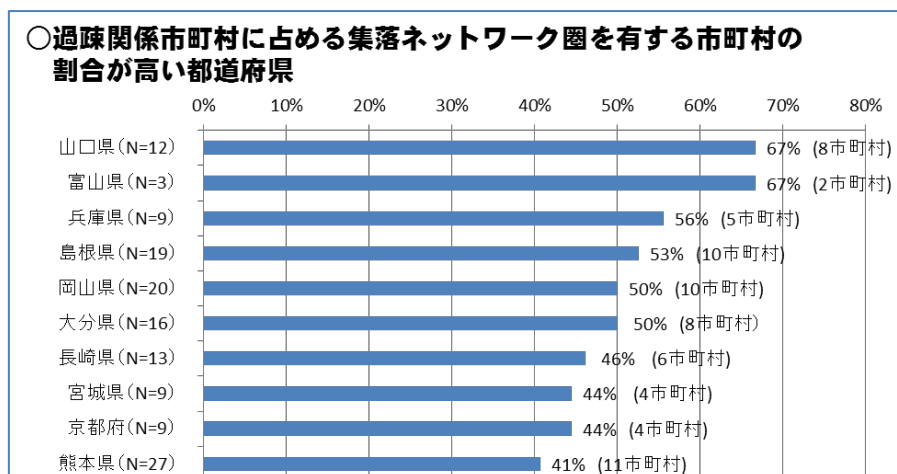
集落ネットワーク圏が設定されている。また、集落ネットワーク圏に取り組んでいる過疎関係市町村だけ取り出すと、その過疎地域においては、集落ベースで約 6 割、人口ベースで約 5 割に集落ネットワーク圏が設定されている。

○集落ネットワーク圏に取り組む地域

	過疎関係市町村数	集落数	人口
全国	797	64,612	11,423,747
集落ネットワーク圏域(1123圏域)	151	15,595	1,917,241
全国の過疎関係市町村に占める割合	(19%)	(24%)	(17%)
集落ネットワーク圏を有する過疎関係市町村に占める割合	(100%)	(62%)	(52%)
集落ネットワーク圏を有する過疎関係市町村		24,990	3,673,982

集落ネットワーク圏に取り組んでいる市町村の取組状況も様々で、集落数ベースでも、人口ベースでも市町村全体で集落ネットワーク圏を設定している市町村も存在する。

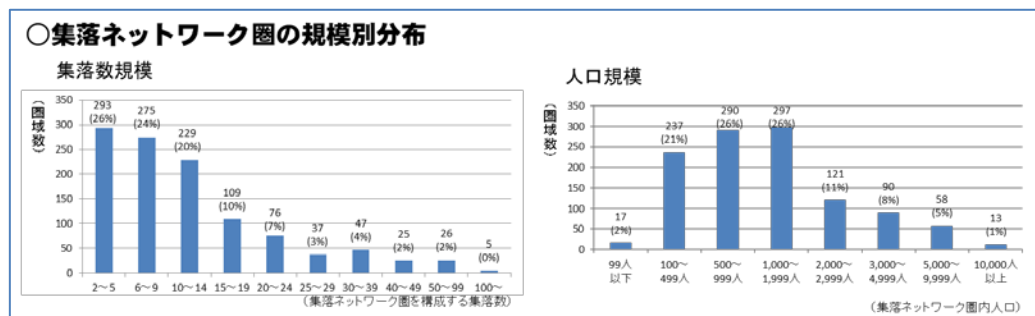
特に、中国・四国圏や近畿圏で設定されている市町村の割合が高く、山口県、兵庫県、岡山県、島根県では、5 割以上の過疎関係市町村が集落ネットワーク圏の取組を行っている。



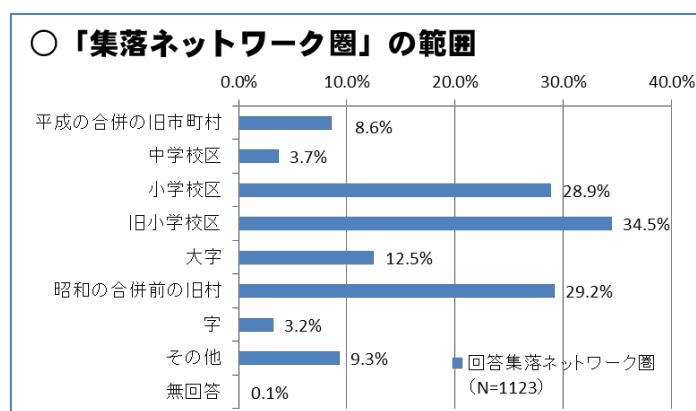
集落ネットワーク圏の規模や置かれている環境は様々であるが、平均的な姿としては、約 14 の集落を有し、人口は約 1,700 人、約 600 世帯を抱える圏域となっている。高齢者（65 歳以上）比率は 39%、年少者（14 歳以下）比率は 10%であり、高齢者比率は全国の 23.0%、過疎地域全体の 32.8%を上回り、年少者比率は全国の 13.2%、過疎地域全体の 11.4%を下回っている。

○集落ネットワーク圏の平均的な姿

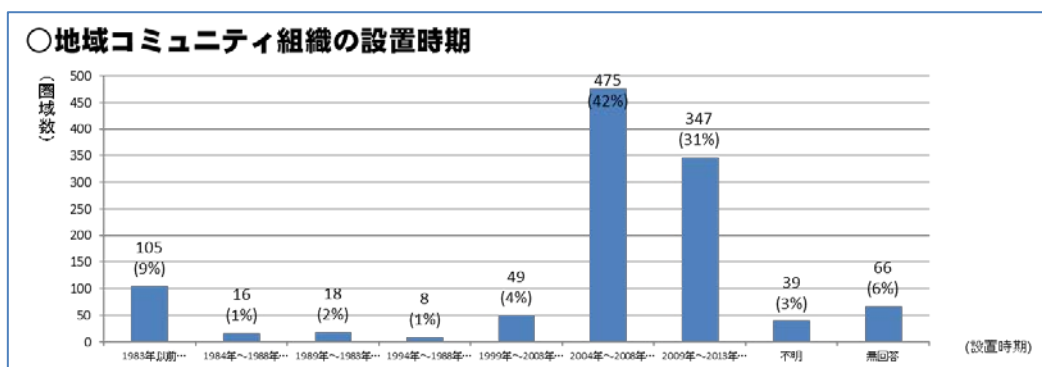
集落数	世帯数	人口	高齢化率 (65歳以上～)	年少者比率 (0～14歳以下)
14	647	1,707	38.6%	10.1%
過疎地域平均			32.8%	11.4%
全国平均			23.0%	13.2%



その圏域設定の範囲としては旧小学校区、昭和の合併前の旧市町村、小学校区がそれぞれ約 3 割、大字、平成の合併前の旧市町村がそれぞれ約 1 割となっている。

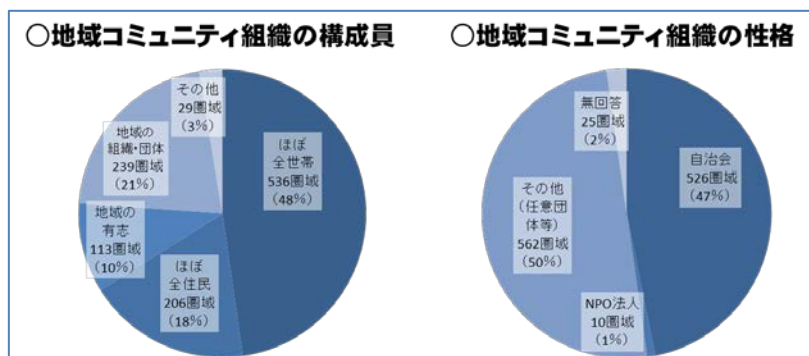


地域コミュニティ組織を設置した時期は、30 年以上運営されている組織が約 1 割となっているが、その多くが 2004 年以降の設置となっており、2004 年～2008 年に設置され、運営期間が 5 年から 10 年のものが約 4 割、2009 年以降に設置されたものが約 3 割となっている。



地域コミュニティ組織の組織員の構成では、「ほぼ全世帯」と「ほぼ全住民」を合わせると約 7 割となっており、多くがほとんどの住民・世帯の参画が見られる構成となっている。そのほか、「地域の組織・団体」による構成が約 2 割、地域の有志によるも

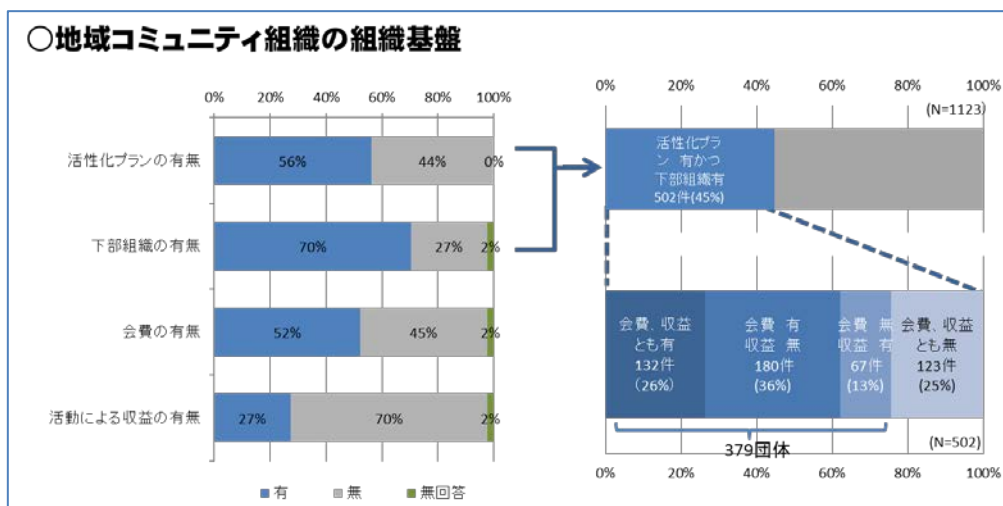
のが約 1 割であった。また、組織の性格としては、「自治会」「任意団体等」がどちらも約 5 割であった。



また、地域コミュニティ組織のうち、活性化プランを策定済みのものは約 6 割となっているほか、下部組織を有しているものが約 7 割にのぼり、相当数の集落ネットワーク圏において、一定程度の活動基盤が確保されていることが推定される。

また、組織運営に当たって会費制度を設けているところが約 5 割、活動により自己収益を得ている組織は 3 割弱となっていることから、財政的な基盤を確保する取組が行われている団体も多い。

さらに、地域コミュニティ組織が活性化プランを有していて、かつ、下部組織を有しているだけでなく、会費制度をとっているか又は活動により自己収益を得ているものが、約 3 割あることから、相当程度の活動水準にある集落ネットワーク圏が一定程度存在することが確認できる。



③ 都道府県の取組

都道府県の集落ネットワーク圏の取組について、都道府県調査及び市町村調査等をもとに分析した。

○ 都道府県における集落ネットワーク圏の取組

自らの都道府県の地域内において、集落ネットワーク圏による集落の維持・活性化の取組事例があると回答したのは 27 県（約 6 割）であり、そのうち市町村の取組が「基礎集落単位から集落ネットワーク圏単位に重点が移っている」と回答したのが約 4 割となっている。

また、都道府県の主な取組として、過半数の都道府県から 70 程度の集落への支援措置がある旨の回答があり、特に中国・四国圏においては、支援措置の数も多い。

支援措置の目的は、産業振興、防災・地域文化保全、生活基盤整備、自然環境保全など、幅広い目的で支援がなされている。

一方、都道府県調査において、自らの地域で「集落生活圏の事例はない、または把握していない」と回答した都道府県が 20 団体あったところであるが、そのうち 9 団体の都道府県においては、市町村調査によると、地域コミュニティ組織を有する集落ネットワーク圏が設定されている実態があり、都道府県と市町村と間での意識の差がみられた。

○ 都道府県が実施している集落ネットワーク圏の形成・活動を推進する取組事例

今回調査した都道府県による支援策のうち、人的にも財政的にも積極的に取り組んでいる事例を紹介する。

（秋田県）

住民が主体的に地域を見直し、地域の将来像に向けた活動に積極的に取り組む自治会、町内会を「元気ムラ」と称し、県内の元気ムラやその応援団企業等が交流を深める「あきた元気ムラ大交流会」を開催し、自治会等が交流・連携できる場を拡大している。

また、広域連携推進員を非常勤の県職員として 2 名配置しており、県内 250 集落の地域住民との話し合いや、「自主防災」や「収入源づくり」などのテーマ・課題に応じた集落間・企業等との交流のコーディネートなど、集落間の連携を支援している。

元気ムラ G B（じっちゃん・ばっちゃん）・パワーアップ事業として、住民全員参加型のムラビジネスによる地域資源の商品化を支援するとともに、県内の自治会等が直接首都圏の小売店と山菜等の地域資源の取引をするために必要となる広域的な集落ネットワークの構築及び販売促進活動を支援している。

（高知県）

地域住民が主体となって、廃校や集会所等を拠点とし、地域外の人材等を活用しながら近隣集落との連携を図り、様々な地域活動やニーズに応じた様々な活動に地域ぐるみで取り組む「集落活動センター」に対し、その取組に必要な経費やセンター立ち上げに係る経費・運営に従事する者の人件費などを補助金により支援している。

また、地域の抱える課題の解決や、住民の「思い」や「願い」を実現していくため、地域に根差し、住民とともに行動する県職員（地域支援企画員）を県内市町村に 65 名体制（地域産業振興監 7 名を含む）で配置し、地域の産業振興、集落活動センターの取組など地域の活性化に向けた支援をしている。

（３）集落ネットワーク圏の具体的事例

市町村調査により把握した、既に形成されている集落ネットワーク圏の取組のうち、代表的なものについて、現地調査等を行った。その取組事例を紹介する。

（山形県 酒田市 日向 地区）

小学校の統廃合の検討と、公民館をコミュニティセンター化して運営を地元自治会に委ねるという市の施策を受け、閉校になる日向小学校の校舎を日向コミュニティセンターとして活用することになり、この運営主体として旧日向村地域の 12 自治会（住民約 1,600 人）からなる「日向コミュニティ振興会」が平成 22 年に発足。自治会長や公民館時代からの職員が中心となり「1 年に一度はコミュニティセンターに足を運んでもらう」ことを目指し、運動会等の交流行事や、ボランティアを集めて行う除雪活動、高齢者に語らいの場を提供する取組などを行っている。これにより、世代を超えた住民どうしの交流の機会が増えた。

また、東北公益文科大学（山形県と酒田市等 12 市町村が設置した公設民営大学）の講師らのアドバイスも受けつつ、防災マップの作成や、地区内の課題等を話合うワークショップを開催するなど、さまざまな取組を続けている。

（山形県 川西町 吉島 地区）

中核となる地区公民館の公設民営化をきっかけに、社会教育振興会、自治会長連絡協議会、防犯協会、地区社会福祉協議会、衛生組織連合会といった地域の関係団体を NPO 法人「きらりよしじまネットワーク」として一元化した。各種団体の会計の一元化による資産の有効活用や、合意形成の一元化、決定の迅速化、地域づくり担い手育成システムの構築を進め、地域住民が主体性を持った地域づくりができる環境を整備した。

小学校区の範囲で 22 自治会（住民約 2,700 人）からなる集落ネットワーク圏であるが、もともと公民館を中心に様々な活動がされており、活動計画を策定している。また、地区交流センター（旧地区公民館）の指定管理者として町から管理を任されており、部会制の下部組織のもと、委託金などの財源を部会毎の様々な活動に活用している。

（兵庫県^{きょうとうちょうえかわちく} 佐用町 江川 地区）

旧小学校区の範囲で 11 集落（住民約 1,100 人）からなる集落ネットワーク圏で、平成 18 年に江川地域づくり協議会を設立、江川地域づくり計画を策定しており、部会制の下部組織を持ち、部会ごとに様々な活動を行っている。

平成 21 年 10 月末で地域内の定期バス路線が休止され、江川地区住民の通院、通学や買物などの日常生活に支障をきたすことから、江川地域づくり協議会の地域交通部会では、佐用町から 10 人乗りワゴン車の無償貸与を受け、自ら予約制デマンドバスを運営することで、地域の足を守ることができた。

さらに、総務省の交付金を活用して栗を使った特産品開発に取り組み、ブランド化を進める産業振興の取組も始めている。

（和歌山県^{たなべしあきづのちく} 田辺市 秋津野 地区）

昭和の合併前の旧市町村範囲で 11 集落（住民約 3,300 人）からなる集落ネットワーク圏で、町内会をはじめ、愛郷会、公民館、J A 各部会、商工会などが地域づくりの統一機関「秋津野塾」を立ち上げ、素早く幅広い合意形成を行える環境を整備した。

地域の主力産業であるみかん農業を活性化させるため、住民出資による直売所や加工場を整備して、農家自らジュース加工販売を開始したことで、規格外品のみかんの手取りが 10 倍以上になり、また、農業体験ができる都市・農村交流宿泊施設を誕生させ、年間 6 万人以上の来場者が訪れるなど、上秋津地域とその周辺に大きな経済効果をもたらしている。

（島根県^{うんなんしなかのちく} 雲南市 中野 地区）

雲南市は、平成 16 年の合併時に市民と行政による協働のまちづくりを基本方針に掲げ、おおむね小学校区域を圏域として、地域の課題解決を地域自らで図るための地域自主組織の設立を進めてきた（平成 27 年 2 月現在市内に 43 の地域自主組織がある）。このうち、中野地区（旧^{みとやちよう} 三刀屋町）では、11 自治会（人口約 570 人）からなる「中野の里づくり委員会」が活動している。

中野の里づくり委員会では、デイサービス利用者への昼食づくりや体育大会、収穫感謝祭の開催等を行うほか、毎週木曜日に「笑んがわ市」という産直市を開いている。これは、平成 22 年に地区の J A 店舗が閉鎖されて買物が不便になったことを受け、そ

の旧店舗の軒先を借りて女性メンバーが始めたものである。今では生協の出張販売も行われ、地区内の貴重な買物場所となっているほか、高齢者の交流の場にもなっている。

（広島県 ^{みよしし あおがちく} 三次市 青河地区）

三次市では、平成 16 年の合併以降、住民自治を中心としたまちづくりを進め、住民自治組織の取組を支援してきた。青河地区は、13 の町内会（人口約 480 人）から成り、ここでは、青河自治振興会がホテルの生息地の保全活動や伝統的なしめ縄作りの継承、高齢者等の車両輸送、農作物販売所（よりんさい屋）の運営等をしている。

また、地区の小学校（青河小学校）が廃校になるのを防ごうと、U ターン者が中心となって住民有志が有限会社ブルーリバーを設立し、青河自治振興会と協力しつつ、子育て世代の移住を呼び込むために賃貸住宅の新築や空き家の改修を行っている。入居条件は、子どもを青河小学校に通わせることであり、行政の補助金ではこのような条件設定ができないことから、自ら会社を設立するに至った。これまでに、この事業で 15 家族 67 人が青河地区の住民になった。

（高知県 ^{しまんとし おおみやちく} 四万十市 大宮地区）

小学校区の範囲で 3 集落（住民約 300 人）からなる集落ネットワーク圏で、平成 18 年に地区住民の約 8 割が出資し株式会社大宮産業を設立、J A出張所廃止によるガソリンスタンド、売店閉鎖の危機にあった中で、J Aの引き上げと同時に店舗と給油所を引き継ぎ、運営することで、日常生活の必需品を購入する場所を守った。今後は、特に高齢者から要望の多い葬祭事業の実施も検討している。

この流れの延長で、地域住民や活動団体の株式会社等からなる大宮地域振興協議会を平成 25 年に設立し、事業計画を策定、部会制による下部組織を設置して、店舗等の維持・充実や移動販売・宅配サービスの充実、田舎暮らし体験交流や地域資源である大宮米のブランド化をする他、学校給食として提供することによる販路拡大などに取り組んでいる。

（高知県 ^{くろしおちようほくごうちく} 黒潮町 北郷地区）

旧北郷小学校区の 3 集落（住民約 137 人）からなる集落ネットワーク圏。平成 21 年から 3 集落の住民でワークショップを開催するなど、旧校舎を活用した地域活性化を目指す活動が始まり、同年に「北郷の地域づくり計画」が作成され、活動主体となる「北郷地区協議会」が設立された。平成 24 年度には、高知県の集落間の連携支援施策を活用し、旧北郷小学校に「集落活動センター」と「あったかふれあいセンター」が開設された。集落活動センターでは、交流行事の開催や地場製品の販売等を行い、あったかふれあいセンターでは、生活支援サービスや健康づくりの分野の活動を行う。

あったかふれあいセンターでは、センター内の風呂を 1 回 200 円で提供しているほか、集落活動センターでは金曜日に 1 食 450 円で食事の提供をするなどしている。食事の提供者も高齢者が多く、高齢者が地域で活躍し、交流する場となっている。

（三重県^{くまのし}熊野市）

熊野市のまちづくりの基本理念である「市民が主役、地域が主体のまちづくり」に基づき、複数の集落から成るまちづくり協議会が 18 設置されている。市は、まちづくり協議会の運営を支援するため、全職員をいずれかの協議会のアドバイザーとして割り当てているほか、各地域づくり協議会が「地域まちづくり総合計画」に基づき実施する事業に対して補助金を交付するなど、市としても集落ネットワーク圏の活動を積極的に支援している。

具体的には、一つの集落では存続が難しくなった桜祭りを、地域おこし協力隊の協力も得て地区全体で開催することとし都市住民との交流の機会に発展させた例（西山^{にしやま}地区）や、住民で NPO を立ち上げて過疎地有償運送を始めた事例（五郷^{いきとちく}地区）などがある。

4 集落ネットワーク圏の必要性

先に述べたとおり、過疎地域においては、集落が地域コミュニティそのものであり、住民生活の基本的な地域単位として、生産補完機能、生活扶助機能に加え、資源管理機能を担ってきた。過疎地域が有している公益的機能、すなわち、食料や水の供給、エネルギーの提供、国土保全の役割の多くを支えてきたのも、資源管理機能をはじめとする、過疎地域の集落機能であると言える。

過疎集落においては、これまで、昭和 45 年以來の過疎対策立法等に基づく対策により、集落間を結ぶ道路や農道、橋梁や上下水道等の基本インフラの整備は進み、また、小学校、公民館や集会所といった集落に必要な施設の整備も着実に進んできた。

しかしながら、過疎地域においては、すでに小規模集落が増加し、著しい高齢化もあり、単体では集落機能の維持が困難な集落が増加しているところ、さらに今後、著しい人口減少による集落機能の低下、さらには小規模集落では集落自体が消滅するおそれが懸念される。

さらには、過疎集落において、働き口の減少、耕作放棄地の増大や獣害・病虫害の発生など産業基盤の確保が最も大きな課題となっている。また、加えて、路線バスの廃止などによる公共交通の利便性低下、商店・スーパー等の閉鎖や医療提供体制の弱体化など集落における日常生活支援機能の低下が深刻な問題となっている。

このような課題に効果的に取り組み、過疎集落における暮らしを持続可能なものとするためには、個々の集落では様々な課題解決に困難があるケースがあることから、個々の集

落の存在を前提に、より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落をひとつの圏域として、集落を活性化する取組（集落ネットワーク圏施策）を進める必要がある。

この集落ネットワーク圏施策は、個々の集落が持つ機能の存在を前提に、多様な集落が連携することにより、集落ネットワーク圏全体の生活サポートシステムを構築するとともに、「なりわい」を継承・創出する活動を育成し、真に持続可能な暮らしを実現するために有効な施策として位置付けられるものである。

具体的には、住民の一体性がある新旧小学校区、昭和・平成の合併の旧市町村等のエリアにおいて、中心となる基幹的集落において日常生活に不可欠な機能を確保するとともに、周辺集落と基幹集落との間でアクセス手段の確保等ネットワーク化を強化することで、人々が引き続き集落に安心して暮らせる環境を確保する。特に、市町村合併により広域化した市町村においては、旧市町村エリアなどでの集落ネットワーク圏の形成も効果的な場合があると考えられる。

さらには、将来にわたって持続的に定住を促進するために最も大きな課題として、集落ネットワーク圏を核に「なりわい」を継承・創出する活動の育成も進める必要がある。

今回、市町村調査において、既に集落ネットワーク圏が設定されており、地域コミュニティ組織を有するとされた 1,123 圏域を対象に、平成 26 年 12 月に集落ネットワーク圏に関するアンケート（以下、「追加調査」という。）を行った。

追加調査によると、実際、既存の集落ネットワーク圏は、交流機会の減少により高齢者等の孤立が懸念されたこと、地域文化の保存・伝承が困難になってきたこと、市町村合併により旧市町村単位での地域ごとの連携が必要となったこと、地域の衰退により都市との交流・移住促進が必要となったこと、防犯・防災活動の継続が困難になってきたこと、などの理由から、その形成が進んだとされている。また、これらの理由について、単一の理由を挙げたのが約 6 割、複数の理由を挙げたのが約 4 割であった。



なお、過疎法に基づき指定されている過疎地域のみならず、特定農山村地域、振興山村地域、半島地域、離島地域など条件不利地域の集落においても過疎集落と同様の課題があるため、集落ネットワーク施策により集落の活性化を図ることが適当である。

5 集落ネットワーク圏の形成に向けて

(1) 市町村の主体的な取組

複数の集落による集落の維持・活性化の試みについては、これまでの調査でも把握されているが、今回の市町村調査により、約 2 割の過疎関係市町村において、何らかの形で取り組まれている実態が明らかになった。

このような集落ネットワーク圏施策は、市町村が主体的に取り組んでいる例や平成の合併がきっかけとなっている例が多いが、一方で、都道府県が自らの施策としてこのような施策に取り組み、支援を行っているところも見られる。また、一部には総務省の交付金がかきつけになった市町村もある。

一方で、いまだこのような取組に着手していない市町村も多く見られ、集落ネットワーク圏施策が十分浸透しているとは言えない。そもそも、有効な対策を講じるためには、現状の把握が基本となるが、集落ネットワーク圏や集落そのものに対する認識の薄い市町村があるのも事実である。

今後、集落ネットワーク圏施策を進めるためには、まずは市町村が中心となって、未だ進んでいない集落点検や独自の実態把握調査に取り組み、地域の将来展望を見据えた上で、住民の一体性のある地域をもとに今後の活性化の単位とする集落ネットワーク圏を設定する必要がある。

集落ネットワーク圏の設定にあたっては、市町村内の一部の地域であっても、住民の合意が得られた地域から順次、圏域を設定していくとともに、同一地域であっても、取組内容によって異なる圏域を設定するなど、柔軟な圏域設定を行っていくことも重要である。

また、市町村は住民の日常生活上当該圏域の要となっている集落（基幹集落）における中心地機能の育成と周辺集落とのネットワーク化の基本方針を含む当該圏域の活性化の基本方針を示していくことで取組を推進していく必要がある。

(2) 住民の合意形成

集落対策は、地域住民自らの問題であり、市町村と地域住民が地域の問題意識と将来展望を共有し、共に学び、成長しながら集落ネットワーク圏の形成に取り組んでいく必要がある。そのためには、市町村が地域住民や関係者との丁寧な話し合いを積み重ねることが不可欠である。

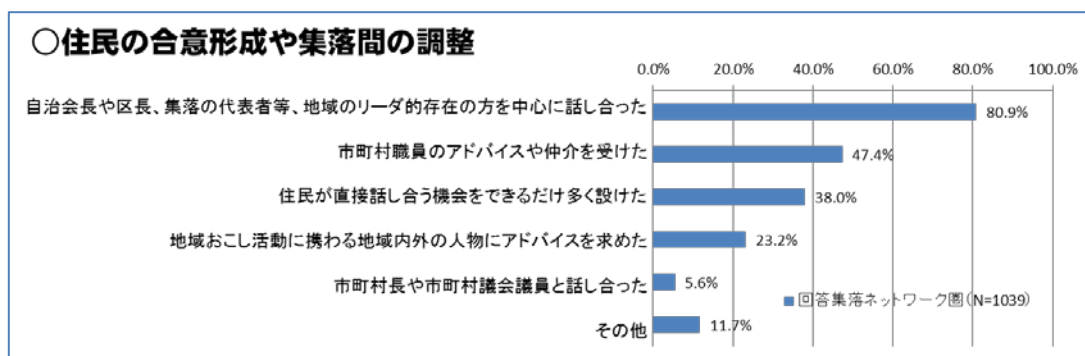
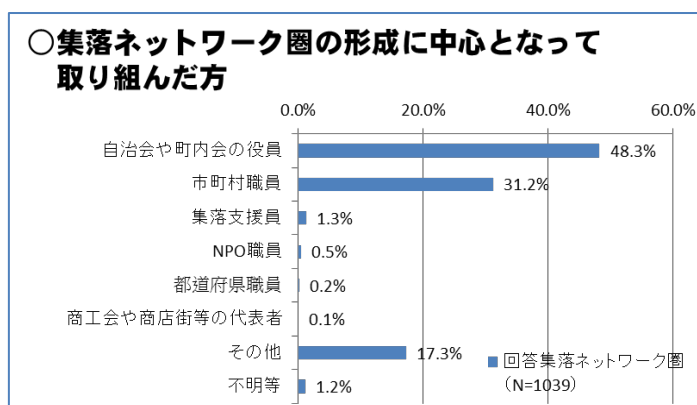
そのため、市町村は、具体的な集落ネットワーク圏の範囲や集落間の役割分担とネットワーク化の考え方など、地域住民等の理解を得て、合意形成していくことが肝要である。については、地域のおかれている状況や今後の展望を示す客観的な資料を提供しつつ、地域住民等の考えをよく聞きながら、合意形成に向け、様々な啓発と意見交換を進めることのできるファシリテイト能力の高い人材の関わりが必要となる。

集落支援員については、従来から、このような集落の住民と市町村との間をつなぐ役割

を担っていたところが多いが、集落ネットワーク圏施策を進めるに当たっては、これまでの集落支援員の役割だけでは必ずしも十分ではないと考えられる。

追加調査によると、これまで、集落ネットワーク圏の形成にあたり、自治会や町内会の役員や市町村職員が、住民の合意形成や集落間の調整において中心的役割を果たしているケースが多い。具体的には、自治会長や区長、集落の代表者等、地域のリーダー的存在の方を中心とした話し合い、市町村職員によるアドバイスや仲介、住民が直接話し合う機会の設置、地域おこし活動に携わる地域内外の人物によるアドバイス、などがおこなわれている。

また、現地調査においては、山形県川西町吉島地区において、社会教育振興会、自治会長連絡協議会、防犯協会などを一元化した NPO 法人において、地域づくり担い手育成システムの構築など、住民主体の地域づくりができる環境整備を行っている。このように、人と人、地域と地域をつなぐ役割を担う中間支援組織の設置と、そこでの担い手育成が、住民主体の地域づくりにつなげるために効果的と考えられる。



今後、このような集落ネットワーク圏の形成、活動に向けては、集落支援員に加え、市町村職員等とともに集落との調整、合意形成支援を行う人材を新たに確保・育成していくことが必要になる。

（３）圏域を支える組織の体制確立

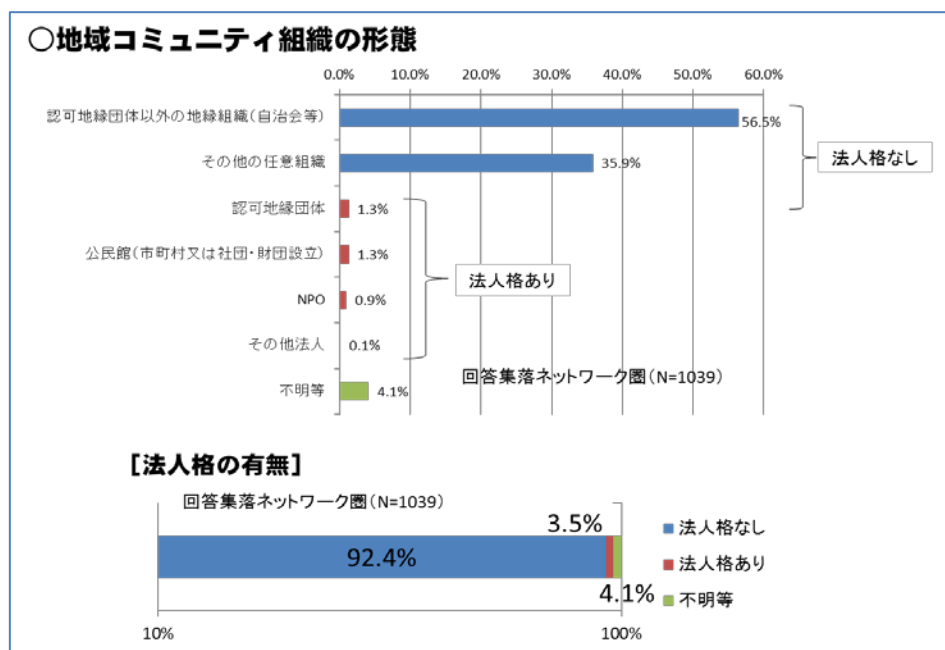
これまでの集落ネットワーク圏に係る取組事例を見てみると、集落ネットワーク圏施策を継続的に展開するため、「地域づくり協議会」、「自治振興協議会」、「地域振興協議会」、「地域自治組織」など呼称は様々であるが、多くの地域住民・世帯や地域の関係団体によって構成される地域コミュニティ組織が集落ネットワーク圏を支える組織として設置されている。

集落ネットワーク圏は複数の集落から構成されるが、それぞれの集落には自治会や町内会といったコミュニティ組織が存在し、活動している。本提言における地域コミュニティ組織とは、各集落のコミュニティ組織をはじめ、当該圏域内で地域活動を行う団体を束ね、集落ネットワーク圏としての広域的、一体的な活動を取りまとめていくとともに、自らも事業主体となり得る組織を想定している。

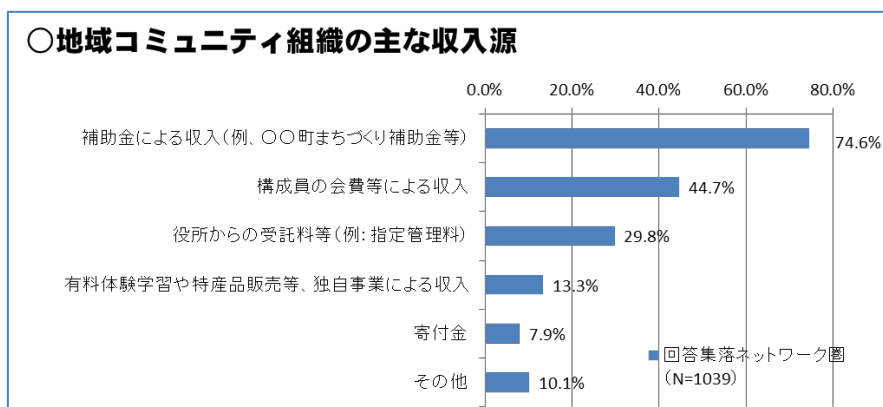
この地域コミュニティ組織については、実際に活動に携わる住民や団体をつなぎ、支えるために、地域の実情に応じた組織とすることが求められる。また、会費制度や活動による自己収益の確保、行政からの事業受託など、財政的にも持続可能な組織体制を確保することが必要である。

追加調査によると、既存の地域コミュニティ組織は、組織形態としては、自治会や町内会等の地縁組織、住民や有識者等で構成する任意組織が 9 割以上であり、法人格を有する団体は未だ少ない。しかし、地域の交通手段の確保、日用品店舗の運営、特産品の販売など、様々な活動を行うにあたり、社会的信頼のある団体として責任を明確化し、契約主体となり、財産を所有するため、法人化することが望ましい。

なお、公民館が母体となり、生涯学習だけでなく、地域づくりや地域福祉など、幅広く市民活動を行う地域コミュニティ組織に発展した例も見られる。



また、主な収入源は、補助金、構成員からの会費等、行政からの受託料等となっており、有料体験学習や特産品販売などの独自事業による収入を得ている組織は 1 割程度にとどまっている。なお、約 5 割の組織が構成員から会費を徴収しているが、参加意識の醸成という意味からも、会費徴収は必要であると考えられる。



地域コミュニティ組織の体制を確立したうえで、集落ネットワーク圏として具体的な活性化を進めるためには、集落ネットワーク圏の地域コミュニティ組織が地域の実情に応じた活性化プランを策定することが求められる。

また、具体的に集落ネットワーク圏施策を地域コミュニティ組織が進めるに当たって、活性化プランを策定・実施し、中長期的な視野に立った幅広い展開を行うためには、集落ネットワーク圏内外の様々な主体（NPO、大学等）との連携がきわめて有効である。例えば、女性や若者の参画も促すことなどにより、新たな視点を取り入れて活動の活性化を図ることが求められる。加えて、集落ネットワーク圏内外の専門家からの適切な助言・協力を得るなど、それぞれが英知を結集し、総合的な取組を図ることが必要である。

さらに、このような取組を継続的に展開するためにも、集落ネットワーク圏を支える組織体制の確立とともに、人的な支援が不可欠である。とくに、地域の中で市町村とともに地域住民や関係団体の話し合いの場を提供し、建設的な議論の喚起や、調整・合意形成支援のできる人材が必要となる。

6 集落ネットワーク圏における活動のポイント

(1) 活性化プランの策定

前述のように、集落ネットワーク圏において、具体的な活性化策を講じていくためには、地域住民が主な構成員となっている地域コミュニティ組織が主体となって、地域の実情に応じた活性化プランを策定することが肝要である。

活性化プランにおいては、地域の課題を特定し、達成目標を設定した上で、具体的な集落ネットワーク圏施策や、実行に向けたスケジュールなどを盛り込み、実効性のあるプランとすることが望ましい。

当初から総合的に整理されたプランを策定することが難しい場合には、地域の特徴や強み、今後に期待する将来像などを、簡単なスローガンやキーワード、概念図等で表現することから始めることも有効であると考えられる。その場合にも、継続的な議論、見直しを行うことで、活性化プランとして充実、進化させていくことが必要であり、市町村による一定のサポートも必要である。

地域コミュニティ組織が集落ネットワーク圏の活性化プランを策定するに当たっては、基幹集落において効率的に維持・確保する機能と個々の集落が果たす役割、必要となるネットワーク化のための事業などを念頭に、住民の「くらし」を支える生活サポートシステムの構築と、住民の「なりわい」を継承・創出する活動の育成の観点から対策を位置づけることが求められる。

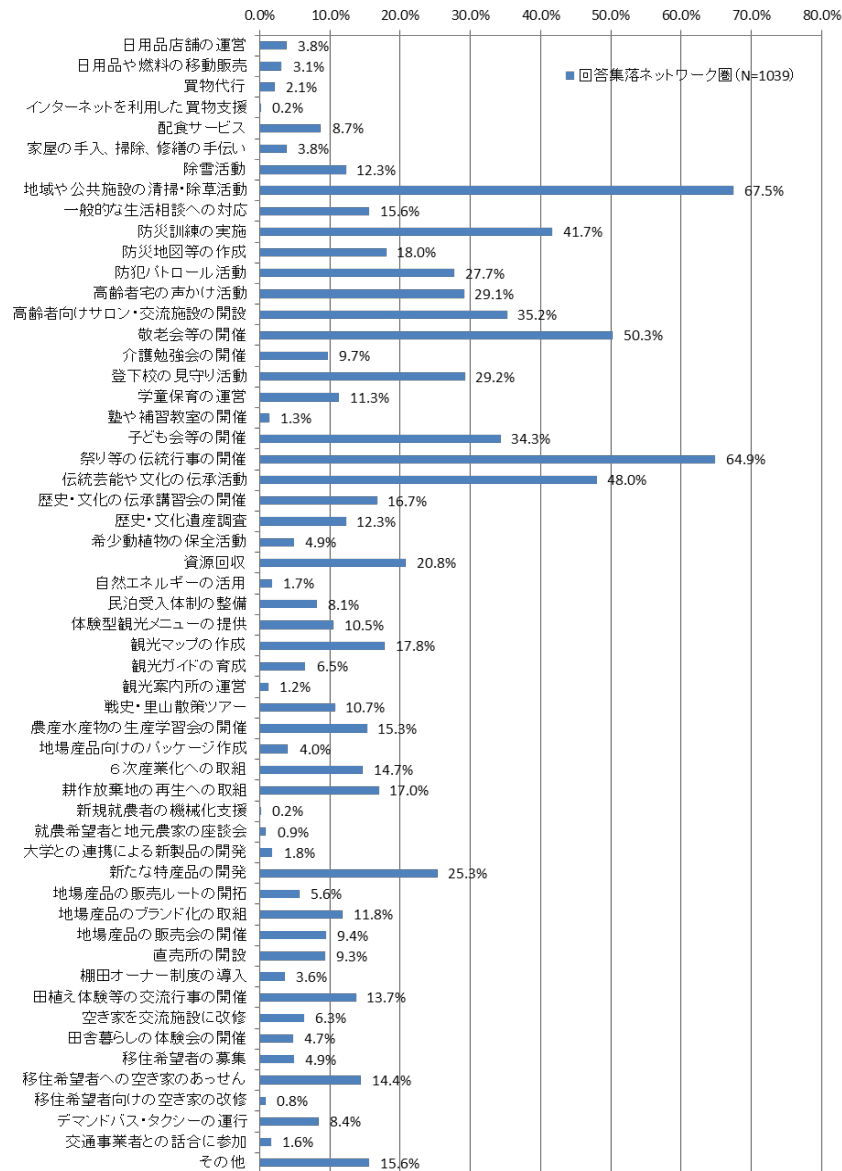
とくに、「なりわい」を継承・創出する活動を育成するうえで、過疎地域等の集落ならではの小さなビジネスを起こすことも有効であり、生活サポートシステムの構築と「なりわい」の継承・創出の両者を有機的に結び付ける取組が期待される。

(2) 活性化プランに基づく集落ネットワーク圏施策の実施

基幹集落を中心とした集落ネットワーク圏においては、持続的な集落の活性化を実現するため、活性化プランに基づき、「くらし」を支える生活サポートシステムの構築と「なりわい」を継承・創出する活動の育成の2つを軸とした取組が必要である。

具体的には、追加調査によると、地域や公共施設の清掃・除草活動、祭り等の伝統行事の開催、敬老会等の開催、伝統芸能や文化の伝承活動、防災訓練の実施などの取組みが多く行われており、「くらし」を支える生活サポートシステムの構築に取り組んでいる集落ネットワーク圏が比較的多い。

○地域コミュニティ組織が行っている活動



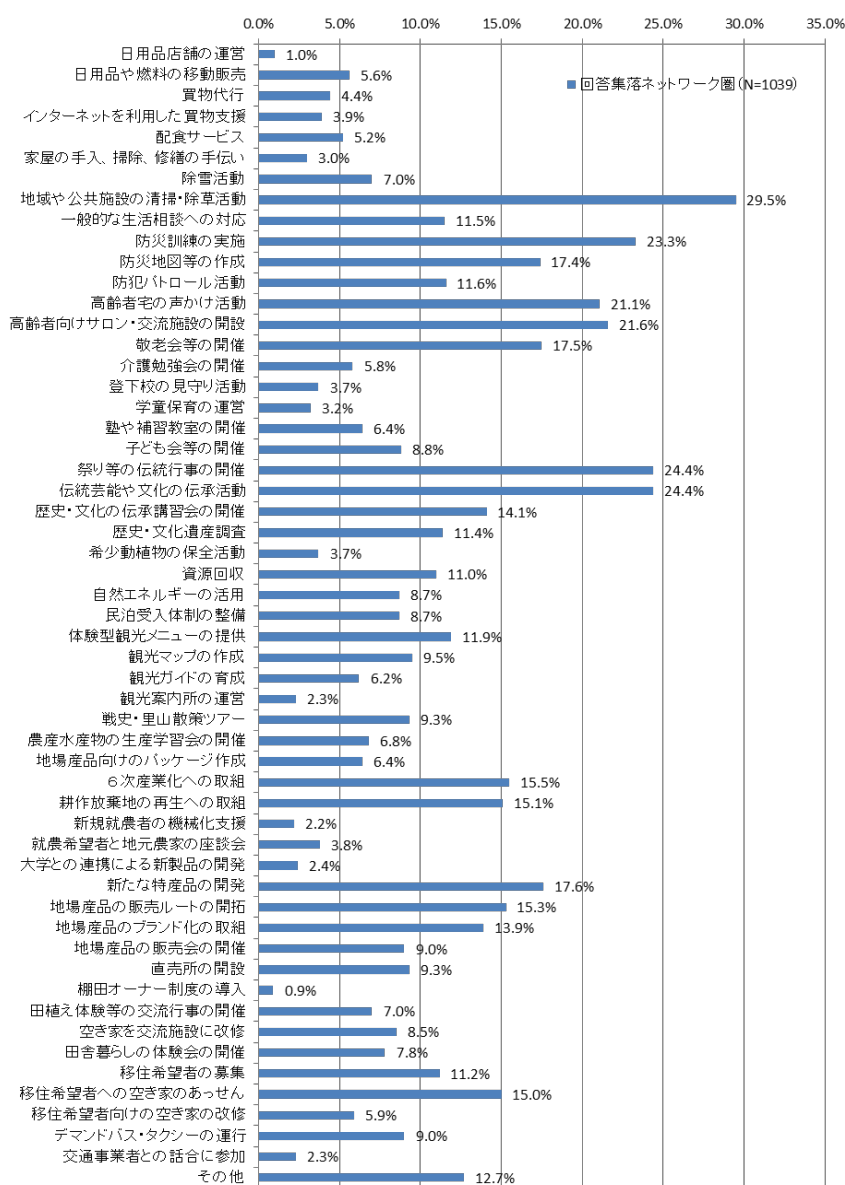
一方で、今後行いたい取組としては、清掃・除草活動、伝統行事、文化の伝承、防災訓練などに次いで、新たな特産品の開発、6次産業化への取組、耕作放棄地の再生への取組、地場産品のブランド化の取組などの取組が多く挙げられており、今後「なりわい」を継承・創出する活動が増加してくると思われる。

この他、現在は実施率が低いものの、今後行いたいと考えている率が大幅に伸びている活動としては、空き家の活用や田舎暮らし体験会の開催などの移住促進の取組、新たにインターネットを利用した買物支援、塾や補習教室の開催といった教育対策、地域資源の有

効活用策として急速に関心が高まっている自然エネルギーの活用などが挙げられており、今後、取組が進んでいくことが予想される。

また、デマンドバス・タクシーの運行を今後行いたいと回答したのは1割程度であるが、集落ネットワーク圏の取組において、集落間のアクセス確保は不可欠であり、今後にも必要に応じて対策を強化していく必要がある。

○地域コミュニティ組織が今後行いたいと考えている活動



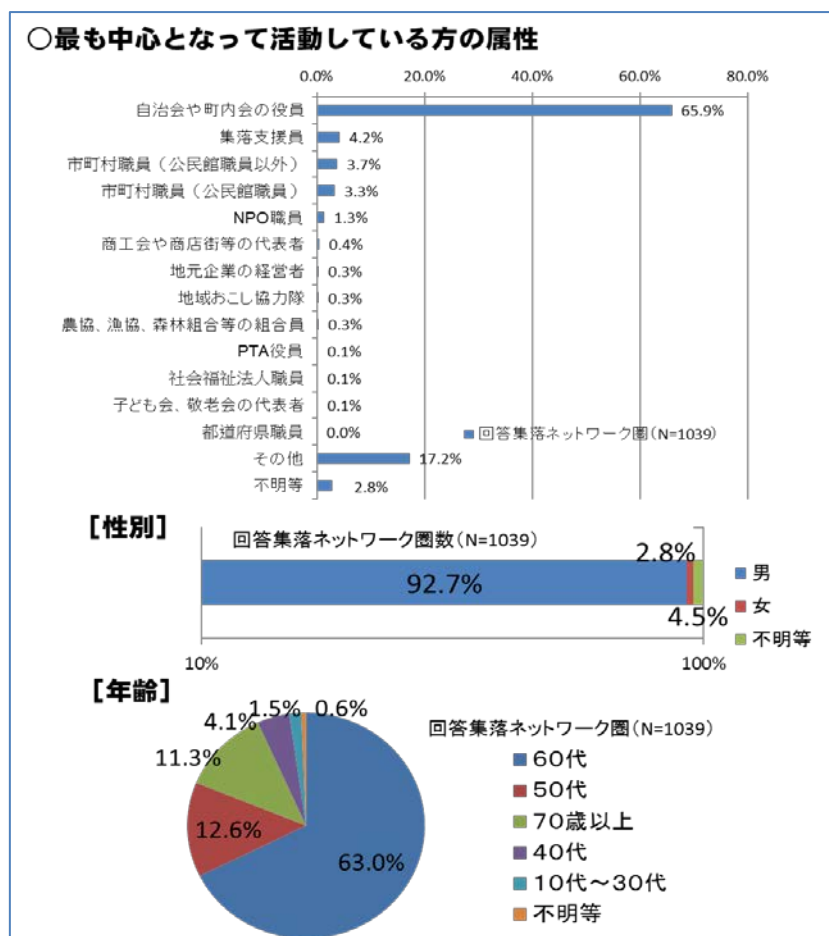
（３）多様な担い手の参画

集落ネットワーク圏を支える地域コミュニティ組織において、効果的かつ実効性の高い活性化プランを策定し、プランに基づく取組を実行、継続していくためには、中心的な担い手が必要である。

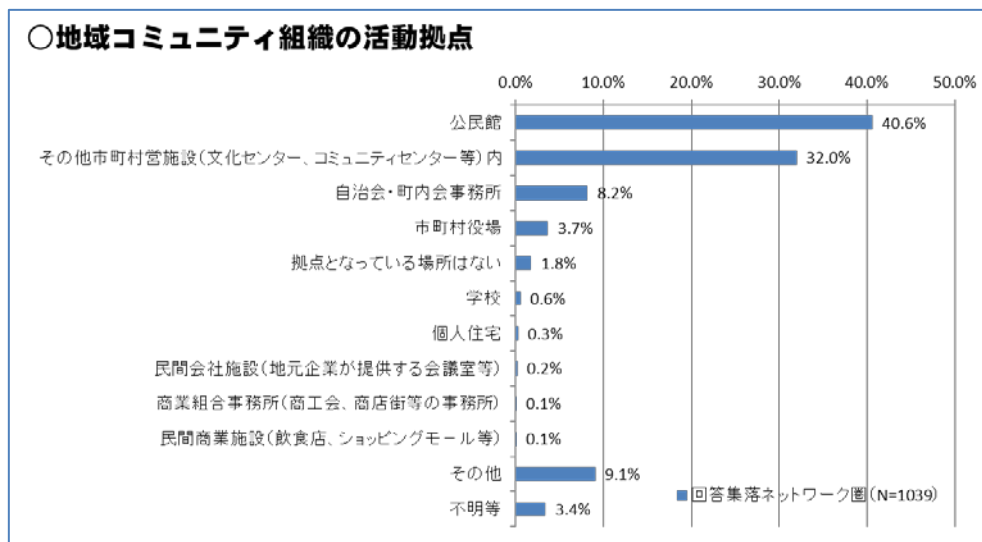
追加調査によると、自治会や町内会の役員の方が地域コミュニティ組織の中心となって、集落ネットワーク圏における取組を支えているケースが非常に多く、その９割以上が５０歳以上の男性となっている。

自治会や町内会の役員や集落支援員、市町村職員など、地域の実情を熟知する方々が地域コミュニティ組織の中心となっているのは自然な流れであると考えられる。しかしながら、今後さらに、集落ネットワーク圏の取組を発展的なものにしていくためには、地域コミュニティ組織を外部に対しても開けた組織にしていくことが重要であり、圏域外の人材も含め、様々な属性、年齢、性別の方の参画を促進し、多様な取組を進めていく必要がある。

そのため、地域おこし協力隊の制度を活用する、都道府県職員の参画を促進する、あるいは、都市部で活躍する地元出身者の協力を求める、といったことにより、外部からの視点を圏域内の活動に活かしていくことが有効である。



また、地域コミュニティ組織の活動拠点としては、公民館や、文化センター、コミュニティセンターなどの市町村営施設などが利用されている。場所があるので人が集まり、活動が活発化したということも考えられるため、今後、活動拠点の整備を進めていくことも重要である。



(4) 集落ネットワーク圏と個別集落の関係

集落ネットワーク圏を形成し、持続可能な集落活性化のための取組を進めるにあたっては、集落ネットワーク圏と個々の集落との関係を整理しておくことも重要である。

追加調査における主な意見によると、最小単位のコミュニティである集落の活動が基本にあり、集落単位では困難な活動について、集落ネットワーク圏が補完して実施する、という関係が基本であると考えられる。

個々の集落で実施可能な活動の範囲、集落ネットワーク圏が補完する必要がある活動の範囲は、それぞれの地域の状況によるため、活動の具体的な役割分担も様々であるが、傾向として、個々の集落が住民生活に直接関わる活動を担い、集落ネットワーク圏が地域活性化に関する広域的な活動を担っている地域が多く見られる。

このことを踏まえ、集落ネットワーク圏の形成は、集落機能の基礎的部分を担う個々の集落の存在を前提に、単体では難しい活動を補完し、圏域全体の活性化を図るため、集落をネットワーク化しようとする取組であることを念頭に置いておく必要がある。

○集落ネットワーク圏と個別集落の関係（主な回答内容）

集落の活動が基本にあり、集落ネットワーク圏はそこを補完しながら地域全体に気を配る。さらに、元気な地域づくりを行う。
最小単位のコミュニティである集落は「集落」の範囲で可能な基礎的な活動を行い、地域自主組織はより広域的な地縁の範囲でスケールメリットを活かし、課題解決に向けた活動を行っている。（小規模多機能自治の推進）
「集落」は、地域住民の生活を守り、維持活動を担う。「集落ネットワーク圏」は概ね小学校区程度の範囲内で、課題解決や地域の将来への対策など、集落単位では困難な活動を担う。
「集落」は集落内住民の意見の集約や行政への提案等の役割があり、「集落ネットワーク圏」は人口減少や高齢化などが原因となり「集落」単位の活動が難しい中、集落間、各種団体間の連絡調整と協力体制の支援ならびに地域の特性を活かした地域振興策の取り組みなど、地域活動の維持を図る役割がある。
集落は古来からの自治活動を、集落ネットワーク圏は地域の活力を育む活動を担う。
集落は直接の自治の担い手であり、地域振興協議会はより大所高所から地域全体を主導する。
「集落」は住民生活維持、「集落ネットワーク圏」は地域の活性化対策を担う
集落はあくまでも、自らの生活に関わる面を目的とする。集落ネットワーク圏である「自治会」は、地域の総合的な課題解決を目的に結成。
「集落」はコミュニティの維持やくらしの安全・安心（見守り、安否確認、防災）などを、「集落ネットワーク圏」は産業振興や伝統文化の振興など広域的な内容を担う。
「集落」は暮らしに直接かかわる生活関係の対策を、「集落ネットワーク圏」は地域内外との交流や伝統文化の継承、地域活性化の自立につながる対策を担う。

7 集落ネットワーク圏の推進に向けて期待される役割

（1）集落ネットワーク圏の形成を主導する市町村

集落ネットワーク圏の形成・活動を推進するためには、市町村が地域住民とともに、その取組を主導・支援していくことが必要である。

具体的には、まず、市町村が住民と意見交換しつつ、集落ネットワーク圏の具体的な範囲、活性化の方針などを含む集落ネットワーク圏計画を作成することがスタートになる。

集落ネットワーク圏の設定単位は、集落の歴史や地形など集落をとりまく環境が様々であり、活性化の単位として適する範囲も多様であることに留意することも必要である。あくまでも目安であるが、新旧小学校区、合併前の旧市町のエリアなどが想定され、小学校については、運動会などの行事も含めて地域住民の交流の場にもなっており、集落ネットワーク圏の形成にも重要な役割を担っていると考えられる。

ついで、集落ネットワーク圏を支える中心的組織である地域コミュニティ組織の組織体制の確立や当該地域コミュニティ組織が行う集落ネットワーク圏の活性化プランの作成等についても、市町村が様々な側面から支援することが求められる。

また、集落ネットワーク圏の総合的な活性化プランを策定し、その構成員である地域住民や各種関係組織が、「くらし」を支える生活サポートシステムの構築と「なりわい」を継承・創出する活動の育成の両面にわたって、地域内外の主体と連携をしながら、事業を展開することが期待される。

これらの事業は、地域への U ターン・I ターンを含めた若者の定住促進を現実のものとするために不可欠であり、これらの事業展開の際にも、市町村が様々な支援を行う必要がある。

（２）広域的な視点から支援する都道府県

都道府県が市町村や地域住民等とともに集落ネットワーク圏施策に共同で取り組み、またこれらを支援するために、都道府県には、特に、これまで以上に、市町村や地域に対して、専門家を含めた必要な人材の確保や提供、育成を行うことがその役割として強く求められている。実際、都道府県調査によると、都道府県による集落に対する具体的な人的支援としては、集落支援の担い手の研修等の人材育成、都道府県職員の派遣、都道府県委託の学識者の派遣などが実施されている。

また、市町村や地域コミュニティ組織などが取り組むべき施策を検討する際に参考とするため、他の集落ネットワーク圏における先進的な取組事例などについて、都道府県が情報提供することも必要である。

都道府県によって、集落対策に対する姿勢にも温度差はあるが、地域の様々な活動に対する財政的な支援とあわせて、各地域への職員を配置といった人的な支援も行うなど、全庁的に対策を講じている県もあるところであり、都道府県においても積極的な関与が期待されている。

（３）全国的な取組を推進する国

国としては、まず、集落ネットワーク圏の必要性の理解を深め、その形成を推進するため、地方自治体に対し、集落ネットワーク圏施策の推進方針を示すことが必要であり、併せて、市町村等が行う集落ネットワーク圏の形成を進めるために必要な支援策を検討する必要がある。

さらに、集落ネットワーク圏において作成された活性化プランに基づく活性化の取組について、国としてもモデル的に支援をすることが必要である。

また実際に、自治体や住民団体等の理解を深め、集落ネットワーク圏の取組を促すために、国がこれまでの具体的事例をその活動内容や段階などにより類型化して示すことが有効だと思われることから、引き続き、全国各地での取組を把握分析し、情報提供することが求められる。

なお、集落ネットワーク圏施策の推進の大きなカギになるのは人材確保の問題であり、国としても必要な人材確保・育成のフレームを検討することが求められる。

もとより、集落ネットワーク圏施策の主役は住民や市町村であるが、国としても、都道府県とも連携しながら、地域の問題解決に適切かつ積極的な支援を行っていく必要がある。

こうした集落のネットワーク化に関する取組みは、国の最重要課題である地方創生の施策としても検討が始まっている。平成 26 年 12 月 27 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、地方の「しごと」と「ひと」を支える「まち」の活性化策として、中山間地域等における「小さな拠点」の形成が明記されている。ここでは、基幹となる集落に機能・サービスを集約化し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」において、各種の生活サービスを維持することなどにより、心豊かな地域コミュニティの形成を図ることとされている。

今後、その整備の構想策定など、「小さな拠点」形成を進める仕組みが検討されていくこととなっており、関係省庁が連携して取り組む必要がある。その際、各省庁は、それぞれが所管する専門分野の強みを活かした役割分担を持って、より効果的な推進策を立体的に構築していくことが重要である。

8 おわりに

人口減少社会への積極的対策としての定住自立圏、連携中枢都市圏は、圏内の市町村が有機的に連携し、圏域全体の活性化を図っていくものである。

一方、集落ネットワーク圏は、複数の集落が連携することにより、将来にわたり、日常的な生活機能サービスを一定水準以上で確保するとともに、生活文化を継承する中で身近に働く場を創出することで、人々が安心して暮らすことのできる環境を整え、持続的な集落の活性化を実現しようとするものである。

このことは、過疎集落の住民のみならず、都市住民へやすらぎの場を提供し続けるだけでなく、文化的に多様で個性的な地域社会をつくり、都市ではのぞめない豊かな自然のなかでの多様なライフスタイルを実現できる居住・生活空間をととのえ、U ターン I ターンを望む人々を含めた都市住民に将来にわたり居住空間を維持・確保しておくことを意味することになる。

このような過疎地域における集落ネットワーク圏の取組と、定住自立圏や連携中枢都市圏など中核的な都市を中心とした広域連携の取組を、両者あわせて進めていくことで、全体として相乗効果をもたらし、地方が真にレジリエント（しなやか）な地域として活性化していくことが期待される。

参考資料

- (参考資料1) 過疎問題懇談会委員
- (参考資料2) 過疎問題懇談会等開催経過
- (参考資料3) 地方公共団体に対するアンケート調査概要
- (参考資料4) 全国の集落ネットワーク圏における取組事例
- (参考資料5) 集落ネットワーク圏の取組を支援する都道府県の施策例

(参考資料1) 過疎問題懇談会委員

過疎問題懇談会

(座長)

・宮口 侗迪 早稲田大学教育・総合科学学術院教授

(構成員)

・青山 彰久 読売新聞東京本社編集委員

・安藤 周治 NPO法人ひろしまね理事長

・飯盛 義徳 慶應義塾大学総合政策学部教授

・岩崎 憲郎 高知県大豊町長

・小田切 徳美 明治大学農学部教授

・佐藤 宣子 九州大学大学院農学研究院教授

・本田 節 地域づくり団体全国協議会幹事

・本田 敏秋 岩手県遠野市長

・横道 清孝 政策研究大学院大学副学長

集落対策ワーキンググループ

(座長)

・宮口 侗迪 早稲田大学教育・総合科学学術院教授

(構成員)

・飯盛 義徳 慶應義塾大学総合政策学部教授

・小田切 徳美 明治大学農学部教授

・作野 広和 島根大学教育学部教授

・松永 桂子 大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授

・山下 祐介 首都大学東京都市教養学部准教授

※五十音順・敬称略
(職名は平成27年3月現在)

(参考資料2) 過疎問題懇談会等開催経過

過疎問題懇談会

集落対策ワーキンググループ

平成26年

- ・2月21日(金): 平成25年度第1回懇談会
- ・7月11日(金): 平成26年度第1回懇談会
- ・7月22日(火): 中間とりまとめ発表

平成27年

- ・3月18日(水): 平成26年度第2回懇談会
- ・3月 下旬 : 最終提言発表

平成26年

- ・ 3月19日(水): 第1回WG
- ・ 4月25日(金): 第2回WG
- ・ 5月22日(木) 現地調査
～23日(金): (兵庫県佐用町、養父市、香美町、篠山市)
- ・ 5月26日(月) 現地調査
～27日(火): (山形県最上町、寒河江市、朝日町、川西町)
- ・ 6月23日(月): 第3回WG
- ・ 6月30日(月): 第4回WG
- ・12月12日(金): 第5回WG

平成27年

- ・ 1月29日(木): 現地調査(三重県熊野市)
- ・ 2月 2日(月): 現地調査(高知県四万十市、黒潮町)
- ・ 2月 9日(月): 現地調査(島根県雲南市)
- ・ 2月10日(火): 現地調査(広島県三次市)
- ・ 2月13日(金): 現地調査(山形県酒田市)
- ・ 3月11日(水): 第6回WG

(参考資料3) 地方公共団体に対するアンケート調査概要

都道府県における過疎地域等の集落対策の取り組みに関する実態調査（本文中「都道府県調査」）

- 調査期間：平成26年4月7日～4月24日
- 調査対象：全都道府県
- 調査内容：都道府県の過疎地域の集落に対する課題意識や集落対策における県の役割、組織体制、集落の現状把握状況等について調査した。
- 回答状況：47全都道府県から回答を得た。

市町村における過疎地域等の集落対策の取り組みに関する実態調査（本文中「市町村調査」）

- 調査期間：平成26年5月9日～6月2日
- 調査対象：平成26年4月1日現在の過疎地域市町村（797団体）
- 調査内容：市町村の過疎地域の集落に対する課題意識や集落の現状把握状況、集落ネットワーク圏の取組状況等について調査した。
- 回答状況：797全過疎地域市町村から回答を得た。集落ネットワーク圏が形成されていると回答したのは169団体
1, 298圏域であり、そのうち地域コミュニティ組織を有するものは151団体1, 123圏域であった。

集落ネットワーク圏に関するアンケート（本文中「追加調査」）

- 調査期間：平成26年12月26日～平成27年1月30日
- 調査対象：上記市町村調査において、地域コミュニティ組織を有する集落ネットワーク圏があると回答した151団体1, 123圏域。
- 調査内容：集落ネットワーク圏が形成された理由や、その中心となった人物、地域コミュニティ組織の活動内容や活動の中心となっている人物、地域コミュニティ組織の活動拠点等について調査した。
- 回答状況：調査対象1, 123圏域のうち、追加調査を機に圏域の状況を再確認した結果、圏域範囲が前回の市町村調査と異なることが判明した等の圏域があったため、回答数は142団体、1, 039圏域であった。

（参考資料4） 全国の集落ネットワーク圏における取組事例

山形県酒田市日向地区 さかたし にっこう

【集落ネットワーク圏の概要】

- ・昭和合併前の旧村範囲で、12集落（住民約1,600人）から構成。
- ・小学校の統廃合の検討と、公民館をコミュニティセンター化し運営を地元自治会に委ねるとする市の施策を受け、旧日向村地区の自治会で連携し、平成22年に「日向コミュニティ振興会」を設立。閉校した日向小学校の校舎を転用した「日向コミュニティセンター」を拠点とし、活動している。

【活動内容】

- ・自治会長や旧公民館時代の職員が中心となり、「1年に1度はコミュニティセンターに足を運んでもらう」ことを目標に、行事を企画。運動会等や、ボランティアを集めて行う除雪活動、街頭に高齢者の談話のためのスペースを設置する取組等を実施。
- ・東北公益文科大学の講師や学生とも連携し、集落課題を話し合うワーキングショップの開催や、防災マップの作成にも取り組む。



山形県川西町吉島地区 かわにし まちよしじま

【集落ネットワーク圏の概要】

- ・小学校区の範囲で、22集落（住民2,744人）から構成。
- ・中核となる地区公民館の公設民営化をきっかけに、社会教育振興会や自治会長連絡協議会、防犯協会、地区社会福祉協議会、衛生組織連合会といった地域の関係団体をNPO法人「きりよりじまネットワーク」として一元化。平成21年度からは、地区交流センターの指定管理者として町から管理を任されており、部会制の下部組織のもと、委託金などの財源を部会毎の様々な活動に活用している。

【活動内容】

- ・産直運営等によるコミュニティビジネスの推進。
- ・児童クラブ運営による子育て支援の充実。
- ・地域祭り活性化（和太鼓活動支援）による交流促進。



兵庫県佐用町江川地区 さようちよう えかわ

【集落ネットワーク圏の概要】

- ・旧小学校区の範囲で11集落（住民約1,100人）から構成。
- ・平成18年に「江川地域づくり協議会」を設立。江川地域づくり計画を策定しており、部会制の下部組織を持ち、部会ごとに様々な活動を実施。

【活動内容】

- ・平成21年10月末で地域内の定期バス路線が休止されたことを受け、大学の助言を受けつつデマンドバス（江川ふれあい号）の運行を始める。町から無償貸与された車両を使い、原則1日8便運行している。地区内と町の中心部を結んでおり、通院や買物などで利用されている。
- ・総務省の交付金を活用し、票を使った特産品開発といった、ブランド化を進める産業振興の取組もスタート。



和歌山県田辺市秋津野地区 たなべし あきづの

【集落ネットワーク圏の概要】

- ・昭和合併前の旧村範囲で、11集落（住民3,299人）から構成。
- ・平成6年に地域づくりの統一機関である「秋津野塾」（町内会、上秋津愛郷会、公民館、JA各部会、商工会など24組織で構成）を設立。

【活動内容】

- ・地域の主力産業である柑橘農業を活性化させるため、住民出資による直売所、加工所を整備。農家自らジュース等を加工・販売しており、規格外品を有効利用することで農家所得が向上している。
- ・農業体験ができる都市・農村交流宿泊施設「秋津野ガルテン」を誕生させ、年間6万人以上の来場者がある。これにより、上秋津地区と周辺地域に大きな経済効果をもたらししている。



島根県雲南市中野地区

うんのんし なかの

【集落ネットワーク圏の概要】

- ・旧小学校区の範囲で11集落(人口約570人)から構成。「中野の里づくり委員会」が活動している。
- ・市では、平成16年の合併時に、市民と行政による協働のまちづくりを基本方針に掲げ、おおむね小学校区域を圏域として、地域の課題を地域自ら解決するための地域自主組織の設立を進めてきた。市の担当部局と地域自主組織で課題を話し合う円卓会議を開催するなどしている。

【活動内容】

- ・旧公民館を活動拠点にデイサービス利用者の昼食作りや体育大会、収穫感謝祭等の行事を開催。
- ・平成22年にJA店舗が撤退し、買物が不便になったこと受け、女性らが中心となり、空店舗を活用して23年6月に直産市「笑んがわ市」をオープン。毎週木曜日に開催し、地域の貴重な買物場所になっているほか、高齢者の交流の機会にもなっている。



高知県四万十市大宮地区

しまんとし おおみや

【集落ネットワーク圏の概要】

- ・旧市町村小学校区・大字単位で、3集落(289人)から構成。
- ・平成18年に地域住民が設立した「(株)大宮産業」を中心に、撤退したJAの生活店舗の維持等を行ってきた。
- ・さらなる高齢化、人口減少等の状況が見込まれる中、大宮地区の総合的な課題に取り組むため、平成25年に「大宮地域振興協議会」(3集落の住民及び(株)大宮産業等で構成)を設立(高知県が進める集落活動センターの運営主体になっている)。

【活動内容】

- ・(株)大宮産業では、生活用品や農業資材、ガソリン等燃料の販売、食料品等の宅配を行うほか、大宮地域振興協議会とも協力しつつ、地元米を大宮米としてブランド化する取組等を行う。
- ・大宮地域振興協議会では、高齢者世帯や農地・墓地の草刈り、田植え体験等の交流行事の開催などを行う



広島県三次市青河地区

みよしし あおが

【集落ネットワーク圏の概要】

- ・13の集落(人口約480人)から構成。市では、平成16年の合併以降、住民自治を中心としたまちづくりを進めており、青河地区では、「青河自治振興会」が活動している。

【活動内容】

- ・青河自治振興会では、ホタル生息地の保全活動や、伝統的なしめ縄づくりの継承活動のほか、高齢者等の車両輸送、農作物の販売(よりんさい屋)の運営等を行う。
- ・青河小学校の廃校を防ごうと、Uターン者や住民有志が中心となり、子育て世帯向けの住宅整備と賃貸を行う「有限会社ブルーリバー」を平成14年6月に設立。
- ・青河小学校に子どもを通学させることを入居条件とし、青河自治振興会と協力しながら転入者の受入れを進める。この事業きっかけとなり、これまでに15家族67人が青河地区の住民となった。



高知県黒潮町北郷地区

くろしおちようほくごう

【集落ネットワーク圏の概要】

- ・旧小学校区の3集落(人口約137人)から構成。
- ・平成21年から3集落の住民で地域活性化を目指す取組が始まり、同年、活動の中心となる「北郷地区協議会」が設立される。
- ・高知県の集落間の連携支援施策を活用し、旧北郷小学校校舎に集落活動センターと、あったかふれあいセンターが開設され、同協議会が社会福祉協議会などと連携しつつ活動を行う。

【活動内容】

- ・集落活動センターは集落支援員が中心となり、交流行事の開催や地場産品の販売等を行う。あったかふれあいセンターでは、主に生活支援サービスや健康づくり分野の活動を行う。
- ・センター内の入浴施設が1回200円で利用可能になっているほか、金曜日に1食450円で夕食を提供する取組も行っている。食事の提供者も高齢者であり、高齢者が地域で活躍し、交流する場となっている。



集落ネットワーク圏の取組を支援する都道府県の施策(秋田県) ～人口減少社会を踏まえた地域コミュニティの活性化～

第2期ふるさと秋田元氣創造プラン(H26～29)

目指す姿 「日本に貢献する秋田、自立する秋田」
戦略6 「人口減少社会における地域力創造戦略」
施策6 「人口減少社会を踏まえた地域コミュニティの活性化」

課題 人口減少、高齢化、近隣関係の希薄化から地域コミュニティの機能低下、存続が懸念

ねらい 住民の主体的な取組による地域コミュニティの活性化と自治力の向上

視点 県と市町村による広域的なサポート体制の構築

(方向性1)
県と市町村による支援体制の充実
自立プログラムの普及及び総合的なサポート体制の強化

(方向性2)
県内外の自治会等の多様な連携の促進
①自治会等がテーマに応じ県内外で交流・連携できる場の拡大
②地域コミュニティが協力し合う連携モデルの創出と普及

(方向性3)
地域コミュニティの持続的な活動を支える仕組みづくり
①組織運営体制の強化とG・B(じっちゃん・ばっちゃん)ビジネスの拡大
②郷土料理や伝統芸能など「地域の資源(お宝)」の継承と活用による元氣ムラ活動の拡大

元氣ムラとは

秋田県の政策上の用語で、住民が主体的に地域を見直し、地域資源の活用や課題解決等について話し合い、実践を重ねながら地域の将来づくりに取り組んでいる自治会や町内会等をいう。

あきた元氣ムラづくり総合推進事業

(方向性1 関連)

1 地域コミュニティ政策推進協議会

- ①県と市町村による協議会及び研究会等の開催
- ②県と市町村に地域コミュニティのサポート窓口を設置しネットワーク化

2 小規模高齢化集落活性化支援事業

- ①集落点検の市町村支援
- ②集落人材向け研修会の開催

(方向性2 関連)

3 つながる・広がる「元氣ムラ」大連携プロジェクト

- ①「あきた元氣ムラ大交流会」の開催
- ②「秋田県のがんばる農山漁村集落応援サイト」上、「元氣ムラ通信」での情報発信
- ③地域コミュニティ間や「元氣ムラ応援団」(元氣ムラ活動を応援する企業等の団体)との交流の促進
- ④広域連携推進員を2名配置

(方向性3 関連)

4 元氣ムラGB(じっちゃん・ばっちゃん)・パワーアップ事業

- ①県内の自治会等が、首都圏の小売店と山菜等の地域資源を直接取引するために必要となる広域的な集落ネットワークの構築及び会議や研修等の開催、販売促進活動の支援
- ②住民全員参加型のムラビジネスの事業体による地域資源の商品化、販路拡大の支援

左の事業の主な取組

『あきた元氣ムラ大交流会』

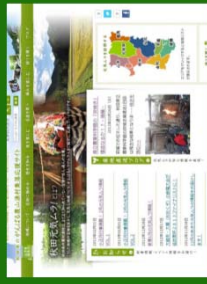
県内の自治会、町内会や元氣ムラ応援団企業、学生の方々が一堂に会し、様々なテーマで交流を深めるために開催。新たな出会いや、新たな活動のきっかけとなる。

平成26年9月6日(土)
北秋田市文化会館
※H25は、横手市で開催、
総勢430名の参加。



『秋田県のがんばる農山漁村集落応援サイト』

県内の元氣ムラの魅力を情報発信しているウェブサイトを、元氣ムラ活動のほか、歴史、文化、景観、ふるさとの味、地域の名人などを紹介。(H26.5末 58地域280集落1,022件の情報)



『集落ネットワーク』

県内、7地域の元氣ムラがネットワークを組み、共有の地域資源である山菜を千葉県のスーパーへ継続出荷。自治会の財政基盤の確立を目指すとともに、コミュニティ同士の連携強化を図る。



担当課＝元氣ムラ支援室とは

平成21年度に農山村集落の自立と活性化に取り組む専門部署「活力ある農山村集落づくり推進チーム」設置。平成26年度から、集落対策を含めた地域コミュニティ政策を担当。正式名称は「活力ある集落づくり支援室」、 「元氣ムラ支援室」は愛称として使用。



秋田県のがんばる農山漁村集落応援サイト



元氣ムラ

検索

- Twitterアカウント→@akitagenkimura
- Facebook→「あきた元氣ムラ」

集落ネットワーク圏の取組を支援する都道府県の施策（高知県） ～集落活動センターの取組み～

集落活動センターとは 地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材等を活用しながら、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組み

